

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月27日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県大野市土布子4字青島24-11

氏名 ニチコン製箔株式会社 富田工場
工場長 安川 政樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0779-65-8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ニチコン製箔株式会社 富田工場
事業場の所在地	福井県大野市土布子4字青島24-11
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)
②事業の規模	7,910百万円 (製造品出荷額、前年度実績)
③従業員数	115人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	次頁参照

(日本工業規格 A列4番)

富田工場 工場排水処理フロー図

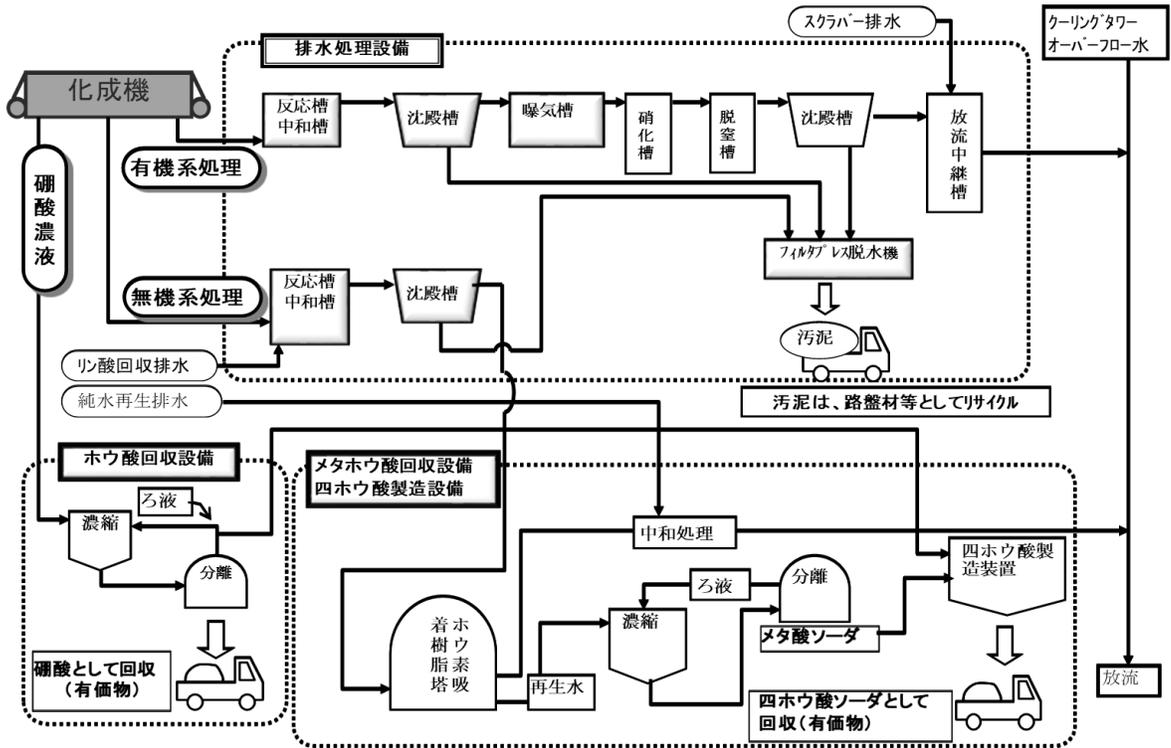


表1 廃棄物の種類と処理ルート

区分	廃棄物の種類	処理ルート					備考
		発 生	A 管 理 点	B 管 理 点	C 管 理 点	搬 出	
リサイクル	アルミ箔	○	○	—	○	○	再生利用業者
	回収硼酸	○	—	—	○	○	再利用業者
	古紙・廃ダンボール	○	—	▽	○	○	再利用業者
	金属屑	○	—	—	○	○	再生利用業者
	空缶(一斗缶) アルミ缶、スチール缶、飲料ビン	○	○	—	—	○	納入業者持帰り
委託処理	紙屑・布屑	○	—	▽	○	○	大野市クリーンセンター
	廃蛍光管・廃ガラス	○	—	—	○	○	
	廃電池	○	—	▽	—	○	
	廃プラスチック	○	—	▽	○	○	収集・運搬処理業者 (中間処理)
	廃油	○	—	—	○	○	
	木屑	○	—	—	○	○	
	汚泥	○	○	—	—	○	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

<p>(管理体制図)</p> <p>工場環境管理委員会 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・委員長－工場長・事務局－総務課・委員－理事、総務課長、製箔課長、蒸着課長、 工務課長、品質管理課長、業務課長	
--	--

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・汚泥については専用コンテナにて継続して分別を実施。・廃プラ等に関しては工程毎に発生したものをそれぞれ分別し、発生量について記録している。
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・汚泥については専用コンテナにて継続して分別を継続。・廃プラ等に関しては工程毎に発生したものをそれぞれ分別し、発生量について継続して記録していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	114,854 t	t
(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水施設は 圧搾濾過式で含水率75%、処理能力160 t /日を6台保有し3台稼働させ、点検及び管理を実施			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	113,705 t	t
(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水施設は 圧搾濾過式で含水率75%、処理能力160 t /日を6台保有し2台稼働させ、点検及び管理を実施			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木屑（パレット）	金属くず
	排出量	116,800 t	21 t	1 t	56 t
	（これまでに実施した取組） （汚泥） ・製造工程からの排水を脱水機（フィルタープレス）にて無機性汚泥とし再資源化を継続する。 ・汚泥の含水率の管理を実施。 （廃プラ） ・海外部材の過剰な梱包材について協議・調整実施。 ・ナイロン製風袋から紙袋へ推進及び協議・変更実施。 （木屑（パレット）） ・海外部材の過剰な梱包材について協議・調整実施。 ・木製パレット納入部材の使用量削減実施。 （金属くず（アルミ箔）） ・生産歩留まり向上の取組。 ・再資源化業者の模索・協議				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木屑（パレット）	金属くず
	排出量	113,705 t	19 t	1 t	50 t
	（今後実施する予定の取組） （汚泥） ・廃水処理施設への薬品の排出削減及び消石灰の投入量を管理し、発生汚泥の削減に努める。 （廃プラ） ・海外部材の購入比率を見直し、梱包材の削減を図る。 （木屑（パレット）） ・木製パレット納入部材の使用量削減を図る。 （金属くず（アルミ箔）） ・生産歩留まり向上の取組。 ・再資源化業者の模索・協議				

別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラ	木屑(パレット)	金属くず
	全処理委託量	1946 t	21 t	1 t	56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	452 t	t	t	56 t
	再生利用業者への処理委託量	1494 t	21 t	1 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 金属くず(生産時に廃棄となるアルミ箔)を除く廃棄物の委託については再資源化実施業者に全量委託しており、処理コストや委託業者の故障等のトラブル回避の為、複数のルートを維持・確保している。金属くずについては再資源化業者と交渉しているが運賃や回収手数料/経費を相殺すると廃棄物になるため、契約に至らなかった。今年の実施状況については下記のとおりとなりました。 ・ 廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況の記録。 ・ 処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認を実施。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラ	木屑(パレット)	金属くず
	全処理委託量	1,927 t	19 t	1 t	50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	447 t	t	t	45 t
	再生利用業者への処理委託量	1479 t	19 t	1 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物の委託については全般的に管理型、遮断型の処分場も乏しく、無機性汚泥は再資源化実施業者に今後も全量委託していく。又、処理コストや委託業者の故障等のトラブル回避の為、複数のルートを維持・確保していく。従って、今後も当工場においては廃棄物の発生抑制、分別、再利用、中間処理の強化が必要となっており、具体的取組については後述のとおりとします。 <具体的取組> ・ 廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。 ・ 処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。 ・ マニフェスト伝票の管理を徹底する。 ・ 金属くずについては再資源化業者を模索し交渉していく。					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。